

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)第三条の六の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.1-1 に示すとおりです。

表 6.1-1 (1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居(以下「住居等」という。)</p> <p>イ. 森林法に基づき指定された保安林</p> <p>ウ. 主要な河川、取水源及び、温泉源泉</p> <p>エ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において自然度が高いとされた植生及び同調査の第4回・第6回調査(巨樹・巨木林調査)において選定されている巨樹・巨木林</p> <p>オ. 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる施設等への影響をできる限り回避又は低減しました。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、環境の保全上重要と考えられる施設等への影響をできる限り回避又は低減に努めます。</p>
	<p>(2) 環境影響評価の項目の選定等</p> <p>本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p> <p>また、今後、本事業への連絡道路が計画されることにより追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の環境影響評価手続において、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、文化財を選定しました。</p> <p>また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>
	<p>(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携</p> <p>本事業は、集落・市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p>	<p>今後の環境影響評価手続において、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明するとともに、関係機関と調整を十分に行います。</p>

表 6.1-1 (2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	<p>(1) 大気環境</p> <p>事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が複数存在しており、案②「別線整備案（平地ルート）」（以下「案②」という）及び案③「現道（国道10号・57号・県道38号）活用案」（以下「案③」という）においては、ルート帯の大部分で集落・市街地等を通過することから、集落・市街地等を一部回避する案①「別線整備案（山側ルート）」（以下「案①」という）に比べ、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、大気質、騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、住居等に対する大気質、騒音及び振動による影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
	<p>(2) 水環境</p> <p>想定区域及びその周辺には、上水道等の取水源のある大野川等が存在しているほか、砂防法に基づき指定された砂防指定地、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域等の土地の改変に慎重を要する地域、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在している。想定区域のうち、案①及び案②では土工部、橋梁部及びトンネル部、案③では土工部及び橋梁部が想定されていることから、特にこれらの地域において、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水及び温泉源泉の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制できるルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変に伴う土砂及び濁水の流出並びに河床掘削等に伴う濁水の発生による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出やトンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、適切に予測及び評価を実施すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、必要な調査を実施し、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水及び温泉源泉の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、適切に予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>

表 6.1-1 (3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	<p>(3) 動植物及び生態系</p> <p>想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、オオイタサンショウウオ、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生及び同調査の第4回・第6回調査（巨樹・巨木林調査）において選定されている巨樹・巨木林が存在していることに加え、森林法に基づき指定された保安林が存在している。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息・生育地及び生態系への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
	<p>(4) 廃棄物等</p> <p>ア 廃棄物について</p> <p>本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p> <p>イ 建設発生土について</p> <p>本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>廃棄物については、今後の事業計画の検討にあたり、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制するよう配慮します。</p> <p>また、建設発生土については、詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたり、土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制するよう配慮します。</p> <p>やむを得ず発生する廃棄物及び建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とします。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
	<p>(5) 温室効果ガス</p> <p>今後の事業計画の具体化にあたっては、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、「地球温暖化対策計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）等を踏まえつつ、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力における再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討すること。</p>	<p>今後の事業計画の具体化にあたっては、2050年カーボンニュートラル実現に向け、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再生可能エネルギーの導入等を検討し、温室効果ガス等の排出削減に努めます。</p>